ISSN 0385－9517

史料館報

第 45 号
昭和61年9月

―目次―
市町村史編さんに参加して……林玲子(1)
宗門送手形の書式と「案書」
―所蔵史料目録第四十四集の整理を終えて―……浅井潤子(4)
ICA・JSAI
第一回文書館振興国際会議に参加して……安澤秀一(6)
『真田家中明細書』の刊行……(8)
昭和六〇・六一年度新収資料紹介……(9)
近江国草津宿と飛脚屋……藤村潤一郎(10)
受贈図書……(12)
彙報……(15)

市町村史編さんに参加して

林　玲子
（流通経済大学教授）

一九六〇年代後半ごろから各地方自治体による歴史編さん事業が活発となり、それに参加する人びとの層も厚くなった。非力な私にもいくつか協力の要請があり、すでに刊行が終ったものや現在進行中のものがあるが、この二〇年ほどの経験のなかから私見をいささか述べてみたい。

一　研究者の参加条件

教職者であり他に本務を持つ研究者として、自治体の歴史編さんに関係するにあたり、それへの参加は時間的な限定があることから、いくつかの条件がみたされねば仕事を引き受けるべきではないと考える。大体、参加要請の対象となる研究者は、(1)その地域の出身者・居住者、(2)その地域を勤務地とする者、(3)それまでの研究がその地域と深い関連がある者の三者のなかにほぼ含まれている。私の経験では、その地域が自分の研究分野で馴染みのない所であると、どうしても参加の熱意がにぶり、時間をさくことがおろそかになって、地元に迷惑をかけることになるから、その場合はたとえ要請があっても参加すべきではないと思う。

第二に、その自治体がどういう意図で歴史編さんをおこなうのか、また編さんにあたり、どのような組織を作っているか、あるいは作ろうとしているかを確かめ、それが明確でないときは参加を見合せたほうがよいであろう。その自治体の何十周年記念事業といったような場合には、時間的な制約が厳しくなり、さらに編さん・刊行が終ればそれで事業は打ち切りとなって、集めた史料やその後に出てきた史料の処置の保障も危くなることが多い。また、編さん委員会、編さん専門委員会、編さん室の構成と位置づけをはっきりさせておかないと、参加してから無駄な苦労をすることがしばしばある。

第三に、自分が参加することによって、どれだけその地域の歴史編さんに貢献できるかを考えねばならない。自分の能力や時間的余裕を判断し、他の専門委員と協力すれば近世の各領域をほぼカバーできるのならよいが、そうでない場合には最後の段階になってどうにもならなくなるだろう。

こうした諸条件をふまえて参加ができればよいのだが、諸般の事情から必ずしもみたされずに引き受けてしまい、かえって地元に迷惑をかけていることから、自戒の意味も含めて参加条件をあえて述べてみた次第である。

二　編さん進行の条件

さて、組織ができ、具体的な編さん事業に入った場合、専門委員の側からみて、順調な事業進行がなされるには諸種の条件がある。当面考えられるのは次の三つである。

(1)　その地域内の歴史編さんに対する意識の高さ。

これは編さん過程でさらに深まるものではあるが、発足当時のあり方がその後に大きくかかわるのであるから、行政担当者も含めてその地域内でどれだけそれまで意識が高められていたかが大きな問題となる。その点で、地域内でどれだけ各時代や各領域の研究がおこなわれていたかを把握しなければならない。その地域内の小学校から大学にいたる教職員や、かつてその職にあった人びとの存在が、その地域の歴史編さんに大きな力となっていることが少くないし、さらに図書館、公民館などが中心となって歴史講座や古文書講読会をおこなってきたところもある。また、一部では歴史博物館や文書館

を設置する自治体もあり、その不断の活動が地域に与える影響も見逃せない。

また、各地域で歴史研究会・同好会を結成している場合も多く、専門委員や調査委員がそのなかから委嘱される場合もしばしばみられる。長い研究活動を通じて、地域内の歴史に対する認識をつちかうことに貢献されたメンバーを、どれだけ編さん事業のなかに繰りこむことができるかは、その後の事業の成否に大きくかかわるであろう。

こうした地域内の意識は、編さん委員会を構成する自治体内の要職者や、行政担当者に大きく反映するであろうし、また反映されねばならないと思う。

(2) 編さん室の体制づくり。

専門委員のほとんどが兼職であって、全力を編さん事業に注ぐことができないなかで、編さん室がどのように舵をとるかは極めて重要であるといえよう。早い話が、舵とり役の腕のふるい工合で、地域内の協力の度合や、専門委員・調査委員の働きぶりが左右されるといってよい。

編さん室には、行政を担当する面と、地域内外での調査活動をおこない、史料の整理や写真撮影、その後の処理をおこなう面とがあり、前者は他部門の担当者と交代も可能であるが、後者は専門の知識や経験を必要とするところから、かなり長期の在任者を必要とする。正規の職員であるなら、かなり歴史に関心を持っていないと無理であろう。多くの自治体の場合、編さん事業のなされている間、臨時に仕事を委嘱するやり方がとられており、編さん室の多くがこうした臨時の職員の協力を仰いでいるといってよい。なかには大学院を修了した若い研究者が中心となって、編さん室の運営に奮闘している町史などもいくつか見聞した。また、長く教職にあった方が週何日か編さん室に出勤し、コツコツと史料整理や筆写に精を出す場合もみられる。これらの人びととの粘り強い活動があって始めて編さん事業の順調な運営がなされるのであり、編さん事業が終った後、史料館や歴史博物館、図書館の郷土資料室などの仕事に参加・協力を要請される人材が編さん室から育つことも少なくない。

(3) 専門委員会の体制づくり。

各自治体の事情により、編さん専門委員の委嘱の仕方や、その組織のあり方はさまざまである。現在私の関係している市史・町史は、茨城県の取手市史・龍ヶ崎市史・真壁町史、栃木県の真岡市史の四つであるが、取手市史は近世の監修、龍ヶ崎市史は近世の専門員、真壁町史は近世の専門委員兼編さん専門委員会主任、真岡市史は近世の主任専門委員といった工合に、それぞれ立場が異なっており、専門委員会の組織や構成も相違している。委員の人数もかなり違い、取手市史は各時代ごとに監修がおかれ、近世の専門委員は六人である。龍ヶ崎市史は近世の専門員二人、真壁町史は近世の専門委員二人、真岡市史は専門委員四人、調査員四人で近世担当は八人である。

組織の仕方もいろいろで、真岡市史は全体の監修者のもとに各時代の主任がおかれ、専門委員・調査員はともに史料調査・研究・執筆にあたる。年何回か、午前中に主任会議があり、午後に全体会が開かれ、他の時代や分野についてもその動向を知ることができる。真岡ではまず監修者を委嘱し、監修者と協議のうえ専門委員・調査員を委嘱するという形で各部会を構成した。真壁町史もまず委員長にあたる主任を定め、その後各時代ごとの専門委員を委嘱したが、全体の人数が少ないため、時代ごとに主任をおくことはしていない。ただし、全体会は時にふれなされており、互いの連絡は密である。取手市史は時代ごとに監修がおかれており、専門委員会は部会別であって、監修者の会合もないため、他の時代や分野についてはほとんどわからない。龍ヶ崎市史は専門員が個々に委嘱され、監修や主任もなく、専門員会の位置づけがはっきりしないため、組織的に妙な立場におかれている。

このように私の乏しい経験のなかでも専門委員会の体制や、組織上の位置づけもさまざまであり、それぞれ長短はあるが、本来のあり方からいって統一した方針と組織体制が望ましいことは言うまでもない。また専門委員相互の信頼と協力にもとづく各時代ごとの部会運営と、部会をこえた連絡が常になされることが必要であろう。

三　史料調査・整理の方法

近世を扱う場合、地域内での史料調査が編さん事業の中心となる。その場合、市町村史ならば悉皆調査も不可能ではない。もう少し早く来れば間に合ったのに、家や蔵の建てかえに邪魔だから、古い書いたものを何日かかかって燃やしたよと言われ、地団太を踏んだ経験を多くの編さん

室員や研究者は持っている。所蔵者の理解を得るためにも、史料の存在を知ったなら一日も早く調査・整理し、保存を計らねば近世・近代史料はどんどん失われていく。編さん事業に研究者が参加していくのも、これまで未公開の史料に接することができ、その保存に手を貸せればという思いがあるからである。

ただし限られた時間のなかで調査・整理し、史料集や通史を刊行していくには、確実で後々までも利用に便な方法をとることが必要となる。私の関係した場合、自分の研究であれ、編さん事業としてであれ、可能な限り文書目録を作成した。そのためにはまず文書ごとの袋づめ、表題・年代や簡単な説明を表記し、史料番号を付すが、その場合年代順に並べるか項目別にするかを考えねばならない。整理を急ぐあまり、手をつけた順序に番号をつけると、明治の隣りに元禄が並び、続いて天保がといった事態が起こり、それをそのまま目録にすると、最初から最後まで何度も見かえさねばならず、後になってまことに扱いにくい。数千点から万をこえる大量の史料群は項目別にせねば処理しきれないことがあるが、大部分の地方文書は皆済や割付のようにまとまったものを除けば、時代順に並べるのが最も処理しやすい。項目別にすると、どの項目に入れるか迷うのと、文書の内容によって適当な項目をたてることに苦労する場合が多かったからである。項目別は一つの文書群を特定の担当者が、内容を検討しながら整理することができる場合にとられる方法であり、短時間に大勢で処理するときには、まず手わけして袋づめ、表記をおこない、年代順にして番号を付し目録を作成するのが最も手取早い。さらに費用が許せばマイクロフィルム化し、それを焼き付けておけば、原史料を持ち歩いたり、閲覧・筆写でいためる度合も少なくなる。多くの編さん室は、調査・整理した史料を長く借用しておく場所がないため、整理の終った史料は所蔵者に返さねばならない。編さんのためにはフィルムないしコピーにする必要があるが、コピーは限られた点数なら可能であっても、大量の帳簿などは処理に困ることがある。さらに将来文書館や史料室で閲覧者に供する場合に備えるなら、やはりマイクロフィルムにしておくのが最も良いであろう。なお、焼付けはまとめて整本する方法と、一点ずつ表紙をつけて史料ごとにする方法とがあり、使用の仕方によってそれぞれ長短がある。

整理した史料を所蔵者に返却するにあたり、できれば保存箱に収め、防虫剤を封入し、目録をそえて大事な歴史史料であることを説明し、将来にわたる保存方法を考えてほしい旨を強調する必要がある。市町村史編さんが終れば史料は用済みとなったとして廃棄されては、編さん事業はむしろ史料湮滅につながることになってしまう。

四　真壁町史編さんの場合

現在関係している市史・町史のなかで、最も以前から地元史料に接していたのは真壁である。一九六〇年代後半ぐらいから下館・真壁に自分の商品流通史に関する興味にもとづき調査に入り、以後の研究活動に大きな影響を与えた貴重な史料群に接したことを契機に、この地域に足を踏み入れる機会が多くなった。その後東京教育大学の調査グループに参加したり、茨城県史による近世社会経済編の刊行を進めるなどの過程で、真壁との親近感はいっそう強まった。真壁町史編さんへの参加要請に接し、これまで地元から受けた多くの恩恵に応えることは当然ながら、何にもまして感激したのは、町史の編さん基本方針であった。酒寄瑛男顧問の言葉によれば、「後世に残るものは史料集だ。通史は良い史料集があればいつでも書ける。」とあり、町史の編さん趣旨と基本方針にはいずれも史料調査・収集・整備・保管が大切なことが強調され、近代史料についてもその散失を防がねばならないとされている。そして、経費がかかるなら、一年分の刊行を二年にわければよいのだから、ゆっくりと内容の良い史料集を出し続けてほしいというお話をうかがい、これ程やり甲斐のある仕事はないと思った。その後編さん事業として調査に取り組むと、編さん室の努力の結果、さらに数多くの史料の存在がわかり、すでに原始古代編二冊、中世編二冊、近世編一冊、近代編一冊の史料集を刊行、その販布状況もよく、すでに何冊かは品切れとなった。こうした町史編さんに参加できたことは研究者としてもまことに嬉しく、心から誇りに思っている。将来この史料集の成果のうえに、「木綿の話」「生糸の話」といったような項目別の通史ができればといった夢をみている。

宗門送手形の書式と「案書」

――所蔵史料目録第四十四集の整理を終えて――

浅井潤子

小川家文書の原蔵地信濃国安曇郡保高町村は、明治八年（一八七五）に東穂高町と改称されたのち、穂高町となり、現在は長野県南安曇郡穂高町に所属している。安曇野の中央に位置し、背後には乗鞍嶽・鎗ヶ嶽・有明山など北アルプス連峰が聳え、谷間には大王の葵畑があって、若人の憧れの地である。江戸時代には塩の道といわれる千国路に面した村高二六〇石余の小村で、松本領保高組十六か村の一村として組入れられていた村である。

本文書の主体は、保高町村の江戸時代中期以降の世襲庄屋小川家の文書・記録類で、昭和三一年岐阜市の故紙回収業者より当館の所蔵に帰したものであるが、その一部は旧蔵地の穂高町立穂高町郷土資料館に保管されている。この両者を合体すれば一庄屋文書として利用性が高い史料であると考えられるが、郷土館保管史料は未整理のため利用が殆ど不可能な状態であった。そこで当館では今夏七月末に名古屋大学近藤哲生教授以下大学院生のご協力を得て、約一五〇〇点の史料の整理を終了した。この二分された史料の目録を合体してみて感ずることは、所謂庄屋引継文書（役箪笥文書）としては、肝心な基本帳簿が欠如している。たとえば村明細帳・検地帳・名寄帳などが残存されていない。また世襲庄屋伝存文書の特色である私文書、とくに家記録の主軸である冠婚葬祭に関する文書は非常に僅かな量しか残されていない。家記録としての特色といえば、経営とくに金融および刻莨その他の家業に関するものが比較的多く残されている。村文書のうち用水堰（新堰・矢原堰・烏川堰・十ヶ堰）および年貢関係史料は割合に纏っている。なかでも年貢収納の全般事項を記録した「高立帳」は松本藩独自の帳簿として注目すべき史料と考えられる。

小川家文書の中で、もっとも多量に保存されているものは戸口史料である宗門送り手形である。全国的にみて、どこの農村文書でも宗門人別に関する加除証文は、かならず何通かは含まれている。そして宗門送り手形といえば記載様式はやや画一的で本人の氏名・年齢・続柄をはじめ、移住の目的、本人が御法度の宗門徒でない寺請をしている疑わしい人間でないという事が明示されていれば授受されるものと一般的に考えられていた。しかし本文書中には、数百通の本証文である「送り手形」とやや同数に近い「案書」といわれる「送り手形」の記載様式を示す内容文言を明示した交換する各村の雛形が残されている。従来古文書中の用語として「案文」「案詞」「案」と書かれている史料は散見してきたが、ここでの「案書」とはやや作成意味が異なるように思われる。

江戸時代には、人が現在地から何らかの理由で居所を移すときは、まず送籍のため居村の村役人および檀那寺から発給される手形を転住先の村役人と寺へ送付する手続がとられる。その手形の書式が、ここでは転住村ごとに定められた「法文」といわれる書式（これを「案書」という）で交換されていたと考えられる。

すなわち、まず「下書」として証文が居住村の書式で仮り手形として相手村に送付される。そこではじめて転住村では「案書」といわれるその村の独自の書式用例を、さきに送付されてきた「下書」と共に返送する。居住村ではこの送付されてきた相手村の「案書」によって「正式手形」が発給される。

宗門送り下書差遣候様被仰下候、荒々右之通認遣候、其御村各例も有之候ハヽ、如何ニ而も不苦候

と、右は離縁のために取交わされた書状のなかに記されていた文言である。「案書」の提示はこの松本領内だけでなく、諏訪領・飛騨など他領にもおよんでいる。少なくともこの地方の通婚圏内では実施されていたと考えられる。一例を左に掲げてみる。

（包紙）

「宗門送案書」　松本町

（本文）宗門送一札之事

何組何村誰忰何当巳何歳、此度松本御城下本町嘉兵衛家内入かつ養子ニ縁組仕差遣申度旨願出申候、此者生所慥成者ニ而、宗旨は代々何宗何組何村何寺旦那ニ紛無御座候、則寺送り・寺請合共取添差遣申候、尤当巳宗門御改迄は当村ニ而相済申候、以来当方帳面相除申候間、本町御帳面ニ御書載可被成候、若此者元来御法度之宗門抔申

者御座候ハヽ、拙者共何方迄も罷出急度可申訳候、為後日宗門送り一札仍而如件

年号月　　　何組何村
　　　　　　御役人中御印

松本御城下
大名主
　倉科七郎左衛門殿
　今　井　臺　助殿
　林　一郎右衛門殿

（文書番号二一二一）

またつぎに掲げる「案書」は

宗門送り一札之事

当村誰娘名何当未ニ何拾歳、今般其御村善吉妻ニ縁組差遣し申度旨願出候

此外

御法文言之通御認被遣可被下候、以上

年号月日　　何組何村
　　　　　　　御役人御印

庄屋
　林左衛門殿
与頭
　九　郎　助殿

（文書番号三一八四）

と簡単な文言のみのものもある。

「案書」の添状中に

宗門送り案書認メ遣し申候、寺送り案書も御持参、先方ゟ村送り願書・寺請共ニ一所ニ御取寄可被成候

と注意書を記してある。また下書の紛失について

送り宗門下書之儀相返し可申處、取紛見江不申候ニ付、鳥渡書付遣申候、此後見付次第相返し可申候

為其書付差遣し申候

と詫状を出している例もある。これらによっても最初発行した手形は「下書」であって、この「下書」を授受した転住村では「案書」を送付して来た「下書」に同封して返送され、この「案書」にもとづいて正式の送り手形の証文が居住村より発給されるという人口移動の手続過程が示されている。そしてこれらの書類はまず大庄屋に提出される。

則大庄屋送り・寺送り相添可被遣候、右弐通は月日・無印ニ被成御遣可被下候

と記されている。

最後に保高町村周辺の村々の書式とやや異なる飛騨国古河町の送り手形の本紙を参考までに掲出する。

宗門送り一札之事

代々浄土真宗古川本光寺旦那古川町方村の内

一女壱人 ㊞　　　下町村百姓
　　　　　　　　　　与助娘
　　　　　　　　　ちよ辰ノ
　　　　　　　　　　三十七

時于郡代
豊田藤之進御支配

右壱人之者去ル卯年拙者組下宗門人別御改帳附上来候所、今般其御組下喜治郎妻ニ縁組申度旨願出候所、生所送成ニ而御座候夫ニ付則寺請證文相添、地送り宗門人別送り遣し候間、当辰年ゟ其御組下宗門御改帳ニ書載可被成候、然上は是限ニ拙寺ヘ御改帳面相除キ申候、為後日宗門人別送り仍而如件

飛州吉城郡古河町方村之内
　　　　　下町名主
天保十五年　　　　　彦　八
辰正月　　　　与頭
　　　　　　　　　　茂三郎

松本御領
　信濃安曇郡
　　保高町村
　　　庄屋儀左衛門殿
　　　与頭伊右衛門殿

（文書番号一六九六）

以上宗門送手形の書式の「案書」を照会したが、従来宗門送手形というものは、転出者の居村で、一定の内容を具備した文面で書かれ、移転先の村に提出して授受されるものと考えられていた。地域により多少の差異はあるにしても、このように各村独自の「案書」なる書式を用意している例は考えられなかった。一旦下書によって願書形式で提出させ、その下書の内容記載で本人の受け入れが可能と判断し、はじめて正式手形の「案書」を添付して返送する。この「案書」通りに認めて居住村から送り手形が発給する手続きが必要である。

もっとも宗門送手形の発給目的は縁組・引越・修行など様々であるが、その中でも一番多いのはやはり縁組関係である。そこで本文書の「案書」も縁組関係がもっとも多く、したがって地域的にも先述のごとく通婚圏の範囲内にとどまっていると考えられる。全国的にみてこのような形式で送り手形が交換されていたか。またどの範囲内が「同一書式」の文言であったか。事実本文書中でも同一領内・組内でも異なる「案書」が数例散見するので、これらの問題を残された課題として今後の研究を俟ちたい。

ICA・JSAI

第一回文書館振興国際会議に参加して

安澤秀一

国際文書館評議会ICA（一一七ヵ国が参加している国際機関 — 事務局在パリ）に、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協 — The Japan Society of Archives Institutions）が加盟したことを記念し、第一回文書館振興国際会議が、八月一七日から二三日にかけて開催された。西日本会場はなにわ会館（八〇人）、東日本会場は埼玉県立文書館（一四〇人）で、ほかに研修セミナー（一五人）を泊り込みで行った。

また施設視察と懇談会を、国立公文書館、外務省外交史料館、国立国会図書館、国立史料館（国文学研究資料館付属施設）大阪府公文書館、東京都公文書館、埼玉県立文書館、栃木県立文書館において行った。

ICAは、史料保存利用施設の発展を促進させるための国際組織として、一九四八年にユネスコの後援によって発足し、以来ユネスコと密接に協力しながら活動を続けている。参加資格は、国や自治体の文書館、またその国の全国的なもしくは地域的な専門職団体、そして個人となっている。全史料協のような団体が加盟している国は二五ヵ国である。

ICAは、全史料協の参加を実り多いものにするため、ICA本部役員の標準化担当マイケル・ローパー氏を使節として八月に日本に派遣することとし、本部役員主席ケスケメテ氏から五月九日付けの書信で通知してきた。そこで全史料協は五月三一日に理事会を開き、ICA使節受入れ実行委員会に委嘱して国際会議開催を組織することとした。

ちなみに委員会メンバーは委員長安澤を助ける、埼玉県立文書館青木久夫、大阪府公文書館足立恒孝、栃木県立文書館阿部昭、国立史料館安藤正人、国立公文書館氏家幹人、国文学研究資料館歌野博、国立史料館大藤修、東大百年史編集室小川千代子、上智大学史料室小林愛子、国立国会図書館広瀬順晧、国立史料館廣瀬睦、東京都公文書館水口政次、東京都公文書館水野保の各氏である。感謝をこめて特記しておきたい。

ICAを代表して来日されたマイケル・ローパー氏は、イギリスのパブリック・レコード・オフィスの副館長であり、またイギリスのアーキヴィスト協会の現会長でもある。一九八〇年のICAロンドン国際会議の議長を勤め、一九八四年のICAボン国際会議プレ・セミナーでの講師団の一員でもあった。ユネスコの「開発途上国文書館促進」使節として何ヵ国もの指導に当たるなど、国際経験の豊かな人である。

ロンドン大学ユニヴァシティ・カレッジ文書館学課程（大学院）では「文書館における電算機利用」を講じ、また国立アイルランド大学文書館学課程学外試験官であり、教育経験も豊富でいる。「文書館の学術的利用」、「高度技術媒体：視聴覚・機械可読記録の物理的保存」、「新情報技法と文書館」など、論文著書が多数ある。昨年十月に中国の文書館制度近代化促進のために招かれたイギリス使節団の副団長であり、その時の模様を研修セミナーで語ってくれた。その報告は別の機会に紹介したい。ともあれ日本の文書館振興にとって最適の人材といえよう。

研究集会のメイン・テーマは「記録管理と文書館」であった。両会場とも、ローパー氏は基調報告として「記録のライフ・サイクル」および「記録評価と文書館への移管」について論じ、そのあと参加者からの質疑に応答する形で、討論が行われた。なお当日配布の和訳資料は、中国に関する報告を加え、改訂して頒布する予定である。

記録のライフ・サイクルについては、現用 — 半現用 — 非現用という三段階を、利用、保管場所、物理的配列、組織構造に基づく編成、配慮、行為、担当者、という条件ごとに組合せると、どういう異同が生じるかを明示してたいへん理解し易く、参会者は大いに啓発されたようである。組織業務現場と文書館、そしてその中間に置かれる記録センターの役割が明確になった。これまで文書館といえば、昔の古いものを散逸や断砕・焼却・溶融といった危難から救済して保存するというパターンで考えがちであった。しかし「今日の記録は明日の史料」という言葉に示される様に、現用記録の中から永久保存に価する記録を選択するという積極的な意味合いが、ライフ・サイクルという概念で明示されたのである。それはまた出所原則と原秩序

（原構造）尊重原則の原点でもある。

はじめの打合では、ライフ・サイクルは大阪で、記録評価は浦和でということであったが、参加者の反応が高いことから、俄に二本を続けて報告することとした。討論の時間は短くなったが、議論としては首尾一貫したことになり、参加者の期待感を満たし得たと考えている。

「記録評価と文書館への移管」においては、選択の基準と移管の手続きについて、基本的な考え方が示された。それは、組織体というものが活性体であることから生じる個々の組織特性を考慮するべきであり、惰性的機械的な、あるいは類型的な処理をしてはならないという認識が、根本にあるからである。また物理的保存処置についての細心さ、たとえば安全だと証明されていないような材料を使って補修してはならない、といった配慮が強調された。記録文書の整理と各種検索手段の作成に当っては、出所原則と原構造尊重という基本原則が説明された。日本でもようやく最近、普及し始めた考え方である。組織体というものが必然的に持つ独自性と、組織管理の階層構造とが、作成される記録文書の存在形態に内在しているからである。

フロアからの発言は、両会場とも盛んであった。情報公開と文書館の関係を問うもの、アーキヴィスト資格認定の問題点を聞くもの、失われつつある裁判記録の保存を憂えてイギリスでの対応を問うもの、警察記録の保存を聞くもの、酸性紙への対処、磁気媒体の保全と耐久性、光ディスク導入の可否、地方自治体文書館設置・運営の際の国からの補助金の有無と額、あるいは三〇年公開原則の根拠など、日頃考えあぐんでいた問題がここぞとばかり、とびかったのである。

この会議では、ローパー氏は英語で語る。したがって通訳という問題が一つの難関と思われていた。しかし事柄は、われわれ自身の課題である文書館問題である。文書館の実務や専門用語を知らない人に頼むよりは、たとえ拙なくても自前で対応する方がベターであろうということで、実行委員会メンバーが引受けることとした。心配は杞憂であった。きわめて有能なメンバーが実力を発揮してくれ、たくみにフロアとローパー氏をなかだちして、会場を満足させたのである。

さてローパー氏の応答を、補足しながら、簡単に紹介してみよう。

日本で行なわれているような現用記録に対する情報公開は、イギリスでは実施していないし、実施している他の国でも文書館とは関係のない制度とみなされている。しかし情報公開制度によって現用記録についての検索手段が整備されるならば、将来の文書館への移管にとって好都合であろう、というのがローパー氏の見解であった。裁判記録・警察記録の場合、巡回裁判所の記録は地方自治体文書館が保存し、中央の裁判所と警察の記録はPROが保存し、公開している、という答であった。判例を積重ねて法を形成してきた国の見解であった。と同時に地方文書館への補助金の問題はイギリスでは行なわれていないため、やや論点がかみあわない感があった。

永久保存すべき史料については、酸性化防止のために中性紙製の箱や封筒、台紙を使用すべきであり、脱酸性処置についても言及があった。磁気媒体、特に光ディスクについては、大阪府と東京都での実験的利用を見た後なので、その記憶容量の大きさを半ば賞賛しながら、その耐久性が十年という期間に過ぎないことに、やや不安を感じているようであった。しかし栃木県での検索手段作成のためのパソコン利用を見て、その有用性を活用することが必要であることを、あらためて確認した。

事案完結後三〇年での公開というようになったのは、戦後、歴史研究の対象が次第により近い時代へと移ってきた結果であり、以前は五十年後であった。三〇年原則は現在、世界の殆どの国で採用されている。ただし国家機密やプライヴァシー関係は例外措置がとられる、という説明であった。文書館の存在が歴史研究にとって不可欠な基盤であるという認識が、社会的に認知されていることの現れといってよいであろう。それはまた逆に記録文書の保存が国や地域社会（および企業）の文化的責務である、という考え方が、確立しているためでもある。

一一七ヵ国を代表したICA使節ローパー氏の来日は、日本の文書館史上の一画期をなすものであろう。いまはまだ文書館の国内的水準や制度的整備、あるいは社会的理解が充分でないとしても、虚心坦懐な国際交流を通じて、世界の他の国々の文書館との連帯を強化することこそ、文化のあり方について国際理解を深めることになるであろう。

史料館叢書　8

『真田家家中明細書』の刊行

今年三月、『史料館叢書』の8として「真田家家中明細書」を刊行した。編集を担当した立場から、概要を説明するとともに紹介を試みたいと思う。

本書は、信州松代を居城とした真田家家臣団の履歴史料を、当館所蔵の真田家文書のなかから集めて印刷に付したものである。大名家家臣団の履歴史料は、家臣統制の意味ばかりでなく大名家にとって欠かせない性格の史料であるが、史料の整理や利用に際しても見落すことのできない史料であることは改めて指摘するまでもなかろう。真田家文書にも、何種類かの履歴史料が伝存しているが、いくつかの大名家の例にみるような整備された形の履歴史料は、現地の真田宝物館の所蔵史料を含めても、現在のところ残念ながらまだ見出されていない。今のところ、当館所蔵分のなかの明治初年に作成された史料が、収録人名も多く、記述も均一化されていて良質の史料といえるが、四冊のうち第二分冊が欠本になっている。四冊の構成はいろは順の編冊であるから、「か～の」間の十文字（れ・らの姓はなく、ゐはいの項に併合されているので十文字となる）で始まる苗字の家系が脱落することになる。ほかにも、数種類の履歴史料があるが、欠本があったり、記載形式が不統一であるなど、定本または底本とするにはどれも不適格といわざるを得ない。そこで、記載形式が比較的に類似している三種類の史料を同時に翻刻することにした。これによって各史料の欠点を補完し得るし、収録年代の幅を拡げることも可能だからである。ただし、同時とはいっても、三史料を別々に独立させて全文翻刻したのではない。そうした翻刻も無意味とはいえないが、同一人物の記載の重複や、その場合の異同の照合の便宜などを考えて、とくに当初計画のページ数を大幅に超過させないために、三史料を併用して翻刻することにしたのである。

実際には、三史料から各人物ごとの記事を切り離して独立させ、重複しているものは異同を注記した上で全体を五十音順に新しく配列しなおして編成したのである。各個人の記載内容が原本通りであることはいうまでもないし、それぞれの記事の典拠も明示したが、編成は全く改めてあるので、一般の史料翻刻の方式からみればやや特殊な形態となった。原本をそのまま活字化できる適当な史料がないための、次善の策としてご了解いただきたい。その代り、人名の配列に基準ができたので、使用するには数段も便利になったはずである。

三史料を併用しながら重複分を調整した結果、本書に収載した人名は一五九七人となった。文久の分限帳にみえる六七六人（御徒士席を含む）あるいは維新後の戸数調査による士卒合計二三八三軒と比較するとき、その数は必ずしも十分とはいえないかもしれない。また、三史料を併用したために記載形式に多少の差異を生じたほか、個々の記事についても召出から死没まで完結している例が少いことや、役名や俸禄の記述表現が不統一であるなど、不備な点がないわけではない。それを承知の上で敢えて公刊したのは、真田家文書の整理を進めるにあたって、本書の素稿となった家臣人名カードが非常に役立った経験をもつからであった。しかもこの種のカードは整理用の内部資料として扱われることが多く、公開される機会は少い。前述のように不備が多いことを考えれば、本書とても公刊の意義を疑問視する向きもあろう。だが、不備を補って余りある価値があると思い、「真田家文書目録（その一）」を印行した時から、いつかはこれを公開したいと考えてきた（本誌二九号参照）。真田家文書を利用する際に少しでもお役に立てば幸いである。

なお、史料には姓を付けずに名前だけ記す例も多いので、通称や諱の索引を付載して利用の便を計った。索引としては、役職名から検索できる役職索引を付すべく予定したが、紙幅の都合で割愛せざるを得なかった。この役職索引は就役の年月日順に配列して役人一覧の機能をもたせたいと意図し、原稿も準備していたので「史料館研究紀要」十八号に掲載の予定である。併せてご利用下さるようお願いします。　（原島）

東京大学出版会発行
A5判　上製本
本文三五九頁　索引一三頁
定価　八千円

昭和六〇・六一年度新収史料紹介

Ⓕはマイクロフィルムによる収集を示す

昭和六〇年度受贈史料

甲斐国
山梨郡　下井尻村依田家文書

依田家文書は依田泰八氏のご好意により、昭和二七・二九・三〇年の三回にわたり当館に収蔵され、「史料館所蔵史料目録」五集・一三集に目録化されている。またその一部は史料館叢書7「依田長安一代記」に翻刻化されている。

昭和六〇年度末に依田泰八氏のご好意により一四五点の受贈をいただいた。感謝にたえない。収蔵文書の旧蔵者との連絡の重要さを改めて感じている。

内容は依田家の由緒書、系図、誕生改帳、卒年数帳、これに関連して浪人関係として由緒書上、親類書、切支丹証文とその差紙、なお切支丹証文には依田家以外の浪人のものの写を含んでいる。

浪人以外に園前大納言家来召抱用人格申付がある。明和四年のもので依田帯刀、同一藤太宛のものである。これについては、当館収蔵分の史料では依田帯刀は全く知られていなかった。史料は矢張り丹念に収集する事が必要である。

つぎに浄秀庵関係と推測される一連の画像、寺号書などがある。また巡礼道中関係の日記、札、御護、加持土砂などがあり、図書関係には将棊書や萩原元克の「登山梨岡望国之時歌」などを含む。明治期の村政関係も若干ある。　貴重な文書を御寄贈いただいた依田泰八氏と御家族の皆様に厚く御礼申し上げます。

（山梨県山梨市下井尻三四九番地、依田泰八氏　二一冊、八一通、三四枚、三綴、二箇）

昭和六一年度新収史料

備中国
Ⓕ松　山　板倉家文書

備中松山の板倉家文書は昭和五十年から当館が寄託を受けて保管しているが、今回新たに所在が判明した史料について、整理目録の作成を兼ねてマイクロ写真に収録したものである。これらの一部は寄託史料に追加する方向で交渉中である。史料の調査および収録について、ご理解あるご協力をいただいた板倉重俊氏に改めて謝意を表する。

収録した史料の概要は、「板倉家系譜外伝」全三十三冊（一、二十一、二十三、三十下の四冊は欠）を中心にその異写本や個人の系譜などの系譜関係史料が過半を占める。「追遠記」は永禄四年以降を編年体にした板倉各家の総合過去帳ともいうべきものである。寛永～明暦期の日記を抜粋した「寛明日記鈔」と、重宗が京所司代に在任中の慶安五年から翌年にかけての「公事留帳」「目安之留帳」のほかに、元禄一六年の「御家中由緒書」（一は欠）、家老職などの在任記録、歌道書などがある。

（現蔵者＝板倉重俊氏、目黒区五本木二―三四―一二。収録点数六〇点七リール、四九八四コマ）

山城国
Ⓕ京　都　冷泉町文書

上京室町通冷泉町（現中京区室町通二条上ル冷泉町）の近世初期より明治期までの町方文書。本文書の概要については、一九八三年に当館が実施した所在調査報告（『史料館報』四一号、一九八四年九月）を参照されたい。

昨年度全体の約三分の二をマイクロ・フィルムに収めたが、今回、残りの分を撮影し、収集を完了した。今回収録したのは町触、および借屋請状等の包紙である。

（現蔵者＝京都市中京区室町通二条上ル冷泉町　松井隆治氏。収録点数一〇リール、五一五三コマ）

Ⓕ近江国
草津宿　田中家文書

田中家は東海道草津宿本陣である。同宿には本陣が二軒あり壱町目の同家は木屋本陣田中七左衛門と称せられた。これは田中家が高二四石八斗余を所持しており、材木業を営んだ時期がある事による。

昭和六〇年度収集に引続き、本年度も同家所蔵の「大福帳」の内で、元禄六年、明和五年―文政八年、文政一〇年―天保一三年の分七四冊を収集した。撮影に当り昨年同様、田中房、田中文子の両氏から格別のご高配をいただきました事を御礼申し上げます。（現蔵者＝滋賀県草津市草津一丁目二の七　田中房氏　収録点数七四冊、一五リール、八六三四コマ）

近江国草津宿と飛脚屋

藤　村　潤　一　郎

一

近江国草津宿は東海道と中山道の接続点である。天保期の広重筆、木曽海道六拾九次の内、草津追分には草津川が画かれ、中央背景に常夜燈型道標がみえている。現在では草津川は天井川で、中山道は川の下にトンネルで連絡している。

常夜燈は現存し、高さ三・八メートルに及ぶもので、笠、火袋、中台は木造であり、竿と基壇二層が石造である。竿の南面Aが「右東海道いせみち」、西面Bが「左中仙道美のち」、北面Cには文字がなく、東面Dが「文化十三年丙子三月建之」と刻まれている。

基壇上層のAに「播州日雇方、川西屋友七、同　友三郎、丹波屋治右ヱ門、北條屋喜三郎(ママ)、戸田屋千蔵、橋本屋文右ヱ門、□(向カ)□(破損)、尾西屋勘兵衛、播磨屋長作、備前、石井長兵衛、木屋千太郎、備中屋小左ヱ門、よしや伊三郎」、Bに「京都順番、同会所・宰領、大阪定飛脚、同問屋・宰領中、尾州、井ノ口屋半左衛門、同宰領中、同取次、岐阜定日、宰領中、織屋中、加州宰領中、桑名宰領中、大垣宰領中、福井宰領中」、Cに「江戸日雇方、赤坂、出雲屋弥太夫、日本橋、大津屋喜兵衛、□(破損)□、政田屋善左ヱ門、尾張屋かめ吉、京極、芝田屋関右ヱ門」、Dに文字は刻まれていない。基壇の下層には文字はない。

これら寄進者は近世の飛脚屋、通日雇、宰領中であるが、江戸の定飛脚問屋と京、大坂、伏見の日雇方が見当らない。他面、播州日雇方と備前の存在は従来知られていなかったし、尾州の井ノ口屋と岐阜、加州、桑名、大垣、福井の宰領中については現在の処では研究は殆どない状態である。今後の研究が必要だろう。

二

つぎに草津宿の飛脚屋については、草津市内の草津小学校に看板が保存されている。その表面に「京都、江戸、大阪、三度飛脚取次処、江州草津宿、あら物屋九右衛門」と記され、その他面には「京都、江戸、大阪、三度飛脚取次処、江州くさつ、あら物屋九右衛門」と記されている。（草津市史編さん委員会編「草津市史」二巻三九一頁参照、昭和五九年刊）

この、あら物屋九右衛門は、逓信博物館所蔵、邑井（江戸の定飛脚問屋京屋弥兵衛）「大細見」に、

一草津　　荒物屋九右衛門

とある人物である。「大細見」の草津―大津の間に、江州栗田郡大路川他一六、同野洲郡野洲他一七、蒲生郡八幡他二四、江州神崎郡伊庭他二一の地名が記され、次ぎに八幡について「金百両迄、弐百文、其餘ハ百両ニ付百文割」「書状、壱通百六十弐文」「荷物三〆目迄、百六十四文、其餘壱〆匁五十文之割」と記されている。

草津宿の前後の宿の飛脚屋についても大略同様の記載があるので、恐らく荒物屋は近在との連絡を果していたのではあるまいか。

三

この荒物屋については、東京大学法学部法制史資料室所蔵の京阪文書に三通の関連文書がある。先ず八十四輯六号文書は次の通りである。

請負申置証文之事

一其御地、貴殿御取次を以、毎度京、大坂、江戸道中筋江被遣候金銀、荷物、書状、何不依請負申所実正也、右請負之内、萬一道中何方ニ而茂、紛失滞之儀御座候ハ(ママ)為組中、急度相弁、埒明可申候、為後日請負証文仍而如件

大坂内平野町弐丁目
江戸屋惣　五　郎(印)
同船越町
尾張屋惣右衛門(印)
同常安町
福田屋久左衛門(印)
若狭屋久左衛門(印)
享保十四年　小刀屋権　七(印)
酉八月　河内屋理右衛門(印)
相模屋伝　兵　衛(印)
明石屋八　兵　衛(印)
小刀屋庄　兵　衛(印)
名代
相模屋五　兵　衛(印)
伊勢屋嘉　兵　衛(印)
江戸屋安　兵　衛(印)
尾張屋惣右衛門代平野屋源右衛門(印)
河内屋武左衛門(印)
草津
荒物屋九右衛門殿

つぎに八十四輯七号文書は次の通

りである。

請負申置証文の事

一貴殿取次を以、江戸表、京都、大坂幷道中筋、其外諸所江被遣候金銀、荷物、書状、不依何、我々爲組中請負、往来仕申處実正也、然ル上者、其時之宰領一判を以、御渡可被下候、万一道中以下紛失相滞儀御座候ハヽ、爲組中急度相弁、埒明可申候、爲後日請負連判証文如件

江戸屋源右衛門㊞

元文弐年巳十一月

長崎屋利右衛門㊞
津国屋惣左衛門㊞
森田屋佐兵衛㊞
江戸屋源兵衛㊞
小松屋清左衛門㊞
伏見屋彦右衛門㊞

寅七月〆

亀屋善左衛門㊞
天王寺屋治右衛門㊞
伊勢屋庄右衛門㊞
山田屋仁右衛門㊞
亀屋小左衛門㊞

荒物屋九右衛門殿

また八十四輯八号文書は次の通りである。

置証文之事

一京都、大坂、江戸、其外道中筋所々江毎度被遣候金銀、荷物、書状、不依何ニ、我々爲組中御請負申所実正也、万一紛失滞之儀御座候ハヽ、爲組中与急度相弁、埒明可申候、則此手形幾年茂御用イ可被申候、爲後日請負証文、仍如件

寛保元年
酉五月

大坂内平野町
江戸屋宗五郎㊞
同所舟越町
尾張屋惣右衛門㊞
同所中ノ嶋常安町
福田屋久左衛門㊞
大(津カ)□八丁
相模屋伝兵衛㊞
河内屋利右衛門㊞
小刀屋庄兵衛㊞
大和屋仁右衛門㊞
河内屋利兵衛㊞
相模屋五兵衛㊞
伊勢屋嘉兵衛㊞
江戸屋安兵衛㊞
河内屋伝兵衛㊞
明石屋伊兵衛㊞
河内屋武左衛門㊞
播磨屋左平治㊞
但馬屋市右衛門㊞
江戸日本橋小さや町
山城屋宗左衛門㊞

荒物屋九右衛門殿

草津

この三通から考えると、詳細は省略するが、荒物屋は大坂の三度飛脚江戸屋の取次所である。江戸屋は江源組として著名な存在で、江戸の相仕は定飛脚問屋大坂屋茂兵衛であるが、「島屋佐右衛門家声録」(児玉幸多校訂「近世交通史料集」七巻一五頁)によると、寛保二年に大坂屋は家業召上げになっているので、八号文書は代りに山城屋宗左衛門が相仕として江源組に入ったのだろうか。若し以後も続いていたとすれば、山城屋の線で京屋の取次処となるが、大坂屋は寛延四年御免加入し天保期まで存続するので今後研究しなければならない。この三通は江源組の組中の構成を示すものとしても興味深い。

四

国鉄草津駅前広場から少し奥に入った一軒の家に、ペンキ刷の看板が出ている。「草津↔京都、毎日便、苗村急便、京都店、七条不明門下ル西側、三上荷扱所」と記されている。これは現在でも京都との飛脚屋が営業している事を示す。

その内容は滋賀県日野町の急便が「頭よりもうんと高く積み上げた荷を背負い、胸に大きなふろしき包み。得意先の注文の買い出しを京都で終えた『飛脚さん』の外池秀子さん(は、中略、昭和五十年に)滋賀県蒲生郡日野町大窪の自宅玄関にかけてあった『外池便 毎朝京都市内急行』の看板をはずし(た、中略)反物、時計の部品、菓子、薬、季節の果物……。商品や農家などに頼まれて、こまごまとした品物をかついで(近江鉄道)沿線の町と京都を往復する姿は、湖東地方の風物」(朝日新聞社大阪本社社会部編「関西の私鉄」二〇〇頁、昭和五六年刊)である、とあるのと、同様の営業ではあるまいか。 滋賀県日野町教育会刊「近江日野町志」巻中四四三―四頁(昭和五年刊)に「飛脚五郎兵衛」として、日野白銀町から京都に通い、註文品を購入して送るが、価格が高いので、理由を尋ねると、「一割の外は徳を取らず」と答えた。一割とは買値段の一倍であり、日野では五郎兵衛一割と言う言葉が残っているとしている。

草津宿でも、近世に京都への急便は存在したと推測するが、現在の処、その姿は明らかではない。

受贈図書

昭和六十年度 (二)

亀崎土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告〔日向市教育委員会〕
中世城館跡調査概報 (2)〔埼玉県立歴史資料館〕
資料館ガイドブック 2〔同右〕
織りと暮らし〔京都府立丹後郷土資料館〕
宿場〔埼玉県立博物館〕
色絵の器 100〔サントリー美術館〕
経済史文献解題 昭和59年版〔日本経済史研究所経済史文献編集委員会〕
類縁機関案内（東京・神奈川・千葉・埼玉）〔相模女子大学付属図書館〕
守屋舎人日帳 第六巻〔文献出版〕
石炭研究資料叢書 №6〔九州大学石炭研究資料センター〕
北海道立図書館蔵書目録 第17分冊
北海学園大学増加図書目録 第19・20号
札幌大学図書館増加図書目録 第5巻
札幌大学図書館所蔵雑誌目録 '83年版 補遺2
札幌市中央図書館蔵書目録 第2巻
北海道所蔵簿書件名目録・第2部 開拓使公文録 ― 東京出張所原本の部(その15・完)〔北海道総務部文書館書館設立準備室〕
市立釧路図書館郷土資料増加目録 '72・12～'84・3
和漢籍目録 第一分冊〔盛岡市中央公民館〕
宮城県図書館漢籍分類目録
仙台市民図書館郷土資料目録 15
秋田県歴史資料目録 第二十・二十一集〔秋田県立秋田図書館〕
山形県史料所在目録 第4集〔山形県史編さん室〕
新庄図書館所蔵史料目録 第二集
山形県関係新聞記事索引 昭和59年版〔山形県立図書館〕
山形県関係文献目録・追録8〔同右〕
蔵書目録 第27集〔福島県立図書館〕
歴史資料館収蔵資料目録 第13・14集〔(財)福島県文化センター〕
茨城大学附属図書館郷土史料目録 二
（茨城県）藤代町史史料目録 第四集
英国図書館研究開発部レポート集成リスト〔図書館情報大学附属図書館〕
栃木県立図書館蔵書目録 第8巻
栃木県史料所在目録 第14集〔栃木県教育委員会事務局〕
群馬県近世史資料所在目録 26・27〔群馬県史編さん室〕
群馬県立文書館収蔵文書目録 2
群馬県行政文書簿冊目録 第1・2集〔群馬県立文書館〕
増加図書目録 昭和58年度〔伊勢崎市立図書館〕
収蔵文書目録 第20・21集〔埼玉県立文書館〕
埼玉県行政文書件名目録 社会編Ⅰ〔同右〕
埼玉県立文書館蔵書目録〔同右〕
国際商科大学増加図書目録 和漢書編・洋書編
国際商科大学雑誌目録
（埼玉県）三芳町教育史調査報告書(四)・(五)〔三芳町町史編さん室〕
習志野市史料所在目録〔習志野市史編集委員会〕
（千葉県）大網白里町史料目録 2〔大網白里町史編さん委員会〕
（千葉県）御宿町史資料目録〔御宿町史編纂委員会〕
東京都文化財総合目録（昭和59年度版）〔東京都教育庁社会教育部文化課〕
東京都立中央図書館増加図書目録 '77
中央区立京橋図書館郷土資料室所蔵地域資料目録
整理済地震古文書目録 Ⅱ・Ⅲ〔東京大学地震研究所〕
国士舘大学増加図書目録 昭和58年版（索引共）
蔵書目録（昭和59年度追録版）〔東京都産業労働会館図書資料室〕
日本経済統計文献センター所蔵近代文書資料仮目録 (2)〔一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター〕
八王子市郷土資料館考古資料収蔵目録 Ⅰ〔八王子市郷土資料館〕
芭蕉記念館所蔵資料目録 Ⅱ〔江東区芭蕉記念館〕
古文書目録 別集Ⅰ〔小平市図書館〕
静岡県周智郡春野町所在古文書目録 Ⅱ〔国学院大学地方史研究会〕
神奈川県立図書館蔵書目録 和書の部 第14
藤沢市市民資料室郷土資料目録〔藤沢市文書館〕
神奈川県関係新聞記事索引 第23集〔神奈川県立文化資料館〕
神奈川県立博物館人文部門資料目録 (7)
座間市資料所在目録 第1集〔座間市史編さん係〕
小田原市立図書館目録シリーズ 9
（新潟県）越路町来迎寺・朝日地区古文書調査報告〔越路町教育委員会〕
（新潟県）越路町釜ヶ島・岩野部落区有文書目録〔同右〕
旧宮腰町々年寄役中山家文書目録〔金沢市立図書館〕
能登穴水藩領文書目録〔穴水町教育委員会〕
所蔵品目録 Ⅱ〔小松市立博物館〕
山梨県立図書館増加図書目録 第五巻
資料目録 1〔日本民俗博物館・松本市立博物館〕
岐阜県所在史料目録 第15・16集〔岐阜県歴史資料館〕

岐阜県行政文書目録　昭和35年以前編〔同右〕
岐阜県史料調査報告書　第六号〔同右〕
静岡県行政資料目録（昭和56年1月～59年12月）〔静岡県立中央図書館〕
磐田市郷土資料目録〔磐田市秘書課市誌編纂委員会〕
愛知図書館蔵書目録 第7巻 芸術語学
三河国碧海郡野田村近世・近代文書目録〔刈谷市・野田史料館〕
名張市立図書館郷土資料目録 '84
郷土室収蔵品目録　2〔尾鷲市立中央公民館郷土室〕
京都府資料目録追録　No.1〔京都府立総合資料館〕
大阪府立大学増加図書目録 第48・49集
大阪府立大学雑誌目録 ― 第7版 ―（和文篇）
大阪市立中央図書館蔵書目録　第16巻
関西大学図書館シリーズ　No.23
県政資料総目録〔昭和59年〕〔兵庫県企画部統計課県政情報資料室〕
相生市史編纂資料目録集　第九号〔相生市教育委員会〕
姫路市史編集資料目録集　16～20・22～24
奈良市行政資料目録　第5集〔奈良市史編集室〕
蔵書目録　第15巻〔鳥取大学附属図書館〕
資料調査報告書　第十一集〔鳥取県立博物館〕
旧矢掛本陣石井家所蔵古文書目録〔岡山県教育委員会〕
広島市公文書館所蔵資料目録　第6集
広島県内公共図書館郷土資料目録第27号〔広島県立図書館〕
山口県文書館地方調査員調査報告　12
資料報告書　第十集〔高知県立郷土文化会館〕
九州石炭鉱業史資料目録　第九～十一集〔西日本文化協会〕
福岡県郷土資料総合目録　7　昭和59年度下期〔福岡県立図書館〕
佐賀県立図書館所蔵蓮池鍋島家文庫目録　倉永家資料目録
鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録　II
真岡市史資料所在目録　第四・五集〔真岡市史編さん委員会〕
船橋市西図書館所蔵資料目録
東京大学史史料目録　1～11〔東京大学百年史編集室〕
〔神奈川県〕城山町史資料所在目録
日本外交文書　大正15年　第1冊〔外務省〕
弘前図書館蔵書目録　和装本の部その4
弘前図書館蔵津軽家文書総目録
仙台市博物館収蔵資料目録　VI
船橋市史料所在目録　(3)・(4)
都留市史資料所在目録　第2集〔都留市史編纂室〕
関西大学図書館シリーズ　第二十二輯
和歌山県古文書目録　10
広島県行政資料目録　昭和59年版〔広島県立図書館〕
広島県内公共図書館郷土資料目録第28号〔同右〕
旧名古屋税務監督局所蔵史料目録一・二〔(財)徳川黎明会〕
徳川林政史研究所所蔵絵図目録　一〔同右〕
九州大学九州文化史研究所所蔵古文書目録　十五
〔青森県〕浪岡町史資料編　第15集
弘前図書館かたりべ双書　第四集
青森県立図書館郷土双書　第二十四・二十五集
〔岩手県〕大迫町史　産業編
青森県歴史の道調査報告書　奥州街道(1)・鹿角街道・久慈街道・上り街道（八戸街道）〔青森県教育委員会〕
多賀城と古代東北〔東北歴史資料館〕
仙台市文化財調査報告書　第74集〔仙台市教育委員会〕
能代市史資料　第15号
大館市史編さん調査資料　第十七・二十・二十一集
昭和59年度秋田城跡発掘調査概報〔秋田市教育委員会〕
米沢市史　資料篇1
寒河江市史編纂叢書　第32・33集
東根市史編集資料　第17・18号
〔福島県〕鏡石町史　第1巻　通史編
〔福島県〕岩代町史　2　資料編I
福島市史資料叢書　第42～46輯
〔茨城県〕鹿島町史研究　第4号
群馬県史　資料編23
新編埼玉県史　資料編7・17
所沢市史　文化財・植物
新座市史・第二巻　近世資料編
東松山市の歴史　上・中巻
川口市史　近世資料編I
鳩ヶ谷市の古文書　第十集
鳩ヶ谷市の文化財　第十集
狛江市史
東京市史稿　市街篇　第七十六・産業篇　第二十九〔東京都〕
都史紀要　三十一〔同右〕
大田区の文化財　第二十一集〔大田区教育委員会〕
大田区の埋蔵文化財　第5集〔同右〕
矢口〔同右〕
世田谷区史料叢書　第一巻〔世田谷区教育委員会〕
世田谷地誌集〔同右〕
奥沢世田谷区民俗調査第5次報告〔同右〕
世田谷区石造遺物調査報告書　I・IV〔同右〕
せたがやの文化財〔同右〕
重要文化財　大場家住宅調査報告書〔同右〕
せたがやの大山道〔同右〕
東京都品川区大森貝塚〔品川区教育委員会〕

府中市郷土資料集　8〔府中市教育委員会〕
秦野市史　第一巻　古代・中世　寺社史料
秦野市史近現代懇談会記録　2
秦野市史民俗調査報告書　4
柏崎市史資料集　近世篇2上
白山万句　資料と研究(白山比咩神社)
(新潟県)小出町歴史資料集　第七集
福井県史　資料編11　近現代二
(静岡県)細江町史　資料編五
刈谷町庄屋留帳　第十四巻〔刈谷市教育委員会〕
(愛知県)渥美町史　資料編　上・下巻
豊橋市埋蔵文化財発掘調査報告書第4集〔豊橋市教育委員会〕
向日市埋蔵文化財調査報告書　第16・17集〔向日市教育委員会〕
羽曳野市史　別巻　古絵図・地理図
東大阪市史資料　第三集九
泉大津市史紀要　第九号
泉佐野市埋蔵文化財発掘調査概要Ⅴ〔泉佐野市教育委員会〕
泉佐野市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅳ・Ⅴ〔同右〕
泉佐野市埋蔵文化財分布調査概要Ⅰ〔同右〕
龍野市史　第三巻
宝塚市制三十年史
津山市史　第七巻
総社市史　民俗編
徳島県麻植郡山川町忌部山古墳群〔徳島県博物館〕
愛媛県史　学問宗教・社会経済2・地誌Ⅱ・資料編　近世上・近代2・3
肥前史研究〔三好不二雄先生傘寿記念誌刊行会〕
奄美史料　15〔鹿児島県立図書館奄美分館〕
明治期東京府文書編さん保存関係規程集〔東京都〕
東京都公文書館所蔵地誌解題　二
鐔に見る日本の意匠〔岩手県立博物館〕
宇治茶―名所絵から製茶図へ―〔宇治市歴史資料館〕
埋もれていた日用品の美〔大田区立郷土博物館〕
モース博士と大森貝塚〔品川区立品川歴史館〕
岡山美術館秘蔵　能装束〔サントリー美術館〕
日本の歴史と文化〔国立歴史民俗博物館〕
創立六十周年　記念論文集〔松山商科大学〕
資料解説シリーズ　No.8〔北海道開拓記念館〕
浅草寺日記　第9巻〔金龍山浅草寺〕
BEITRÄGE ZUR JAPANOLOGIE BAND 20〔ウィーン大学〕
編年百姓一揆史料集成　第十三巻〔三一書房〕
農林漁業中央金庫史　2〜4〔沖縄県信用農業協同組合連合会〕
正保城絵図　Ⅱ―6・Ⅱ―7〔国立公文書館〕
公文類聚目録　第一〔同右〕
国典類抄　第9・15巻〔秋田県立秋田図書館〕
仙台市文化財調査報告書　第75・85集〔仙台市教育委員会〕
史跡　岩切城跡〔同右〕
(福島県)滝根町史資料集　第6〜8集
(福島県)大熊町史　第1巻　通史
栃木県立博物館調査研究報告書
太田市史　通史編　民俗(下巻)
浦和市史調査報告書　第17集
伊勢崎市史民俗調査報告書　第4集
(群馬県)笠懸村誌　上巻
(埼玉県)三芳町教育史〔三芳町教育委員会〕
船橋市西の台遺跡発掘調査報告書〔船橋市遺跡調査会〕
船橋の民家　8〔船橋市教育委員会〕
(千葉県)袖ヶ浦町文化財分布調査報告書〔袖ヶ浦町教育委員会〕
青梅市史史料集　第35号〔青梅市教育委員会〕
牛五郎日記　第5冊〔牛五郎日記研究会〕
文化財シリーズ　31・32〔杉並区教育委員会〕
東京・八王子市石川天野遺跡　83年度調査〔八王子市石川天野遺跡調査会〕
大井鹿島遺跡〔品川区教育委員会〕
神奈川県民俗調査報告　13〔神奈川県立博物館〕
敦賀市史　通史編　上巻
福井市立郷土歴史博物館史料叢書　三
橋本景岳先生の生涯〔福井市立郷土歴史博物館〕
(静岡県)新居町史　第三・十巻
滋賀県史　昭和編第6巻
史料が語る城陽近世史〔城陽市教育委員会〕
長岡京市文化財調査報告書　第16冊〔長岡京市教育委員会〕
宇治市埋蔵文化財発掘調査概報　第7集〔宇治市教育委員会〕
大阪府史　第五巻　近世編1
東大阪市史資料　第八集
羽曳野市埋蔵文化財調査報告書　10〔羽曳野市教育委員会〕
加古川市史　第7巻　別編
博物館普及資料　第4・5集〔兵庫県立歴史博物館〕
西紀・丹南町文化財調査報告　第3集〔西紀・丹南町教育委員会〕
日本赤十字社和歌山県支部庁舎調査報告書〔和歌山県教育委員会〕
和歌山県民俗芸能採訪録　第5集〔和歌山県民俗芸能保存協会〕
広島新史　歴史編〔広島市〕
松山市史料集　第6・12巻
久留米市文化財調査報告書　第42集〔久留米市教育委員会〕

文化財調査報告　第14輯〔大分県九重町教育委員会〕
宮崎大学埋蔵文化財調査報告　Ⅰ〔宮崎県教育委員会〕
平良市史　第6巻
新収日本地震史料　第五巻・〔同〕別巻一〔東京大学地震研究所〕
當山記載新聞集　第三編〔岩瀧山往生院六萬寺寺史編纂委員会〕
岩瀧山往生院六萬寺史　別巻二〔同右〕
戊午東西蝦夷山川地理取調日誌　中・下〔北海道出版企画センター〕
九州近世史研究叢書　8〔国書刊行会〕
統計資料シリーズ　№29・30〔一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター〕
諸国叢書　第2輯〔成城大学民俗学研究所〕
情報公開ハンドブック〔川崎市公文書館〕
北海道の歴史と文書〔北海道立文書館〕
文献センターの利用案内〔国立大学文献センター〕
貝塚は語る〔鹿児島県歴史資料センター黎明館〕
第二回東寺百合文書展〔京都府立総合資料館〕
絵馬って何だろう〔栃木県立博物館〕
昭和59年度特別展報告書　三人の流人〔相川郷土博物館〕
コーニングガラス美術館所蔵カットガラスの輝き〔サントリー美術館〕
西脇・多可の歴史と文化〔兵庫県立歴史博物館〕
岩手の仕事着展〔岩手県立博物館〕
民俗博物館論考〔慶友社〕
21世紀をひらく島津技術の発展〔島津製作所〕
写真で見る尾鷲市の30年〔尾鷲市立中央図書館〕
昭和56年度学術情報センターシステム開発調査概要〔文部省学術国際局情報図書館課〕
〔青森県〕深浦町史　下巻
鹿角市史資料編　第十三集
郷土資料叢書　第十五輯〔新庄図書館〕
米沢市史〔編集〕資料　第16号
〔福島県〕田島町史　第1巻
〔福島県〕南郷村史　第2巻
古河市史資料　第9・10集
いまいち市史　史料編　近世Ⅴ
川越市史　第二巻・〔同〕別巻
〔神奈川県〕大磯町文化財調査報告書　第25集〔大磯町教育委員会〕
石川県史資料　近代篇12
大町市史　第二巻・〔同〕〔資料〕第四巻・〔同〕、〔資料〕
各務原市史　資料編　近世Ⅱ・考古民俗編　民俗
〔静岡県〕韮山町史　第三巻上
京都府岩滝町文化財調査報告　第7集〔岩滝町教育委員会〕
写真集大阪農業のあゆみ〔大阪府農業会議〕
城下町和歌山百話〔和歌山市史編纂室〕
和歌山県文化財地図〔目録編〕〔和歌山県教育庁文化課〕
国立国語研究所資料集　10―8
島津製作所百十年史
欧米貴重書図書館の慣行〔一橋大学社会科学古典資料センター〕
坂本龍馬展〔高知県立郷土文化会館〕
茶の湯釜〔サントリー美術館〕
漆器の美〔小松市立博物館〕
黒石市史　資料編　Ⅰ
〔茨城県〕筑波町史史料集　第九篇
平塚市史　1
北条家過去帳　北条家系図〔平塚市史編さん係〕
春嶽公記念文庫名品図録続編〔積善会〕
愛知大学総合郷土研究所資料叢書第5集
羽曳野市史　第6巻
大阪市史史料　第16輯
〔佐賀県〕有田町史　陶業編　Ⅱ
〔鹿児島県〕知覧町の文化財　第1集〔知覧町教育委員会〕
知覧文化　第22号〔知覧町立図書館〕
越後国郡絵図　二〔東京大学史料編纂所〕
花押かがみ　四〔同右〕
大日本史料　第十一編之二十三・第十二編之二十二・第三編之二十一・第十編之十八・第十二編之五十〔同右〕
大日本古文書　家わけ　第十七　大徳寺文書之十四・幕末外国関係文書之四十〔同右〕
大日本古記録　民経記　四〔同右〕
大日本維新史料　類纂之部　井伊家史料　十四〔同右〕
日本関係海外史料　オランダ商館長日記　訳文編之五〔同右〕
花登筐　永遠のダイアローグ〔花登筐記念会〕
史料館・文書館学への道〔安澤秀一〕
正倉院文書展〔国立歴史民俗博物館〕
火―くらしと祈り―〔石川県立郷土資料館〕
（以下次号）

彙報

○第三一回近世史料取扱講習会

今年度の近世史料取扱講習会は、(A)九月二九日～一〇月三日京都会場（京都府立総合資料館）、(B)一〇月一三日～一七日東京会場（当館）の両会場で開催される。講習内容は以下の通りである。

(1)文書館学序論（当館員）　安澤　秀一
(2)古代中世史料概論
A日本福祉大学経済学部教授　永原　慶二
B摂南大学国際言語学部教授　上島　有
(3)近世史料特論
A大阪大学経済学部教授　作道洋太郎

B千葉大学文学部教授　尾藤正英
(4)近代史料概論
A埼玉県行政史編纂専門委員
　吉本富男
B東京大学社会科学研究所教授
　大石嘉一郎
(5)近世の民俗資料
A群馬大学教育学部教授　西垣晴次
B生活史研究所代表　小泉和子
(6)史料の保存科学
A東京国立文化財研究所保存科学部長
　江本義理
B東京国立文化財研究所修復技術部第二修復技術研究室長　増田勝彦
(7)史料の補修
A宮内庁書陵部修補師長　古関豊
B宇佐美国宝修理所長　宇佐美直八
(8)近世史料論Ⅰ（幕藩史料）（当館員）
A　森　安彦　B　笠谷和比古
(9)近世史料論Ⅱ（町方史料）（当館員）
A　鶴岡実枝子　B　原島陽一
(10)近世史料論Ⅲ（村方史料）（当館員）
A　浅井潤子　B　藤村潤一郎
(11)史料の整理・管理Ⅰ・Ⅳ（当館員）
　山田哲好
(12)史料の整理・管理Ⅱ・Ⅲ（当館員）
　大藤修

○史料の所在調査

七月二七日〜三〇日の間、長野県南安曇郡穂高町の穂高町郷土史料館蔵小川家文書、九月一七日〜一九日の間、山口県萩市の菊屋家文書について実施。調査概要は次号に掲載予定。

○評議員会

任期満了に伴う改選によって史料部会関係は次の各氏となった（敬称略・任期昭和61・7・1〜63・6・30）

阿部秋生（東京大学名誉教授・実践女子大学名誉教授）児玉幸多（学習院大学名誉教授）斎藤正（国立劇場会長）土田直鎮（国立歴史民俗博物館長）坪井清足（大阪文化財センター理事長）中井信彦（慶応義塾大学名誉教授）林大（国立国語研究所名誉所員）古島敏雄（東京大学名誉教授）松田智雄（東京大学名誉教授）宮川満（羽衣学園短期大学長）山本達郎（東京大学名誉教授）以上再任、猪瀬博（東京大学工学部長・学術情報センター所長事務取扱）以上新任。

○運営協議会

本年五月一四日と九月一九日に国文学研究資料館運営協議員会議が開催され、教官人事、管理運営の概況、昭和六〇年度事業報告、昭和六二年度概算要求等についての議事を協議した。なお任期満了に伴う改選によって史料館関係は次の各氏となった。（敬称略・任期61・8・1〜63・7・31）

小林清治（福島大学教授）秀村選三（久留米大学教授）尾藤正英（千葉大学教授）藤村潤一郎（当館）森安彦（当館）安澤秀一（当館）以上再任。

○研修員の受入れ

北海道立文書館青山英幸氏を六月三〇日から七月一二日の間受入れ、史料の整理・保存の実務について研修を行なった。

○内地研究員の受入れ

鳴門教育大学学校教育学部助教授高橋啓氏が九月一日から六二年二月二八日の六ヵ月間来館。研究課題は「近世文書の基礎的研究」。（指導担当は当館安澤秀一）。

○定期刊行物の発行予定

1　『史料館研究紀要』第一八号を本年九月に刊行予定。収載論文は次の通り。

主君「押込」慣行の形成過程（一）
　―古田騒動と伊達騒動を中心に―　笠谷和比古
翻刻「縣令雑書」　藤村潤一郎
真田家役職一覧　原島陽一

2　『史料館所蔵史料目録』第四五集『信濃国埴科郡松代町伊勢町八田家文書（その二）』、及び第四六集『信濃国佐久郡御影新田柏木家文書』は来年三月刊行予定。

3　『史料館叢書』9として『大塩平八郎一件書留』を来年三月東京大学出版会より刊行予定。

4　『史料館報』第四五号（本号＝六一年九月）刊行。第四六号は来年三月に刊行予定。

○文部省科学研究費補助金交付

◇総合研究A

昭和六一年度六〇〇万円
近世・近代史料所在情報の収集及びその体系化に関する基礎研究
　代表者　安澤秀一

○国立歴史民俗博物館共同研究への参加

参加者　大藤修　テーマ　日本における基層信仰の研究〜家族・親族と先祖祭礼〜、期間　昭和61・4・1〜同62・3・31。

○海外出張

安藤正人がロンドン大学ユニバシティ・カレッジ図書館・文書館・情報学科大学院に留学のため、本年六月三〇日から来年七月中旬まで出張。

史料館報　第四五号
昭和六一年（一九八六）九月三〇日発行
編集・発行
東京都品川区豊町一ノ一六ノ一〇
国文学研究資料館内
国　立　史　料　館
電話〇三（七八五）七一三一㈹
印刷所　㈲スミダ印刷
東京都台東区寿三ノ十四ノ五